一時滞在施設の開設手順(ダミー)

首都直下地震帰宅困難者等対策 連絡調整会議

一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン

平成27年2月20日

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議

第4章 一時滞在施設の運営(発災時)

1. 開設の判断

施設管理者は、発災時の国や都県、政令指定都市の一斉帰宅抑制の呼びかけ、 あるいは所在地の市区町村からの要請等により、当該施設の待機場所や入口等 の安全確認及び行政機関やその他関係機関から提供される災害関連情報等によ る周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。一時滞在施設として開設し た場合(一部スペースの開設も含む)、また、一時滞在施設として開設後収容可 能人員に達した場合には、新たな受入を停止するとともに、速やかにその旨の 掲示及び協定締結先の都県や市区町村に報告を行う。

なお、行政からの要請等がなくとも、又は、あらかじめ指定されていなくて も、施設の安全性を確認した上で施設管理者の自主的な判断による開設を妨げ るものではない。

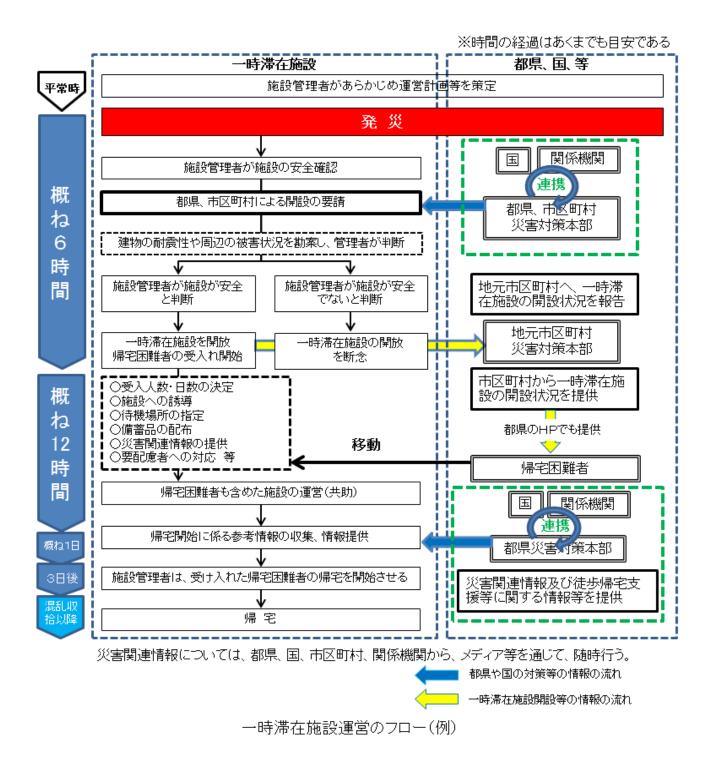
2. 開設できない場合の対応

施設管理者は、建物の安全や周辺状況を確認した結果、一時滞在施設として 開設できないと判断した場合、速やかに協定締結先の都県や市区町村にその旨 を報告する。

また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

3. 開設・運営の流れ(総括)

災害発生からの経過時間に応じて、目標とする一時滞在施設の運営の流れは、 概ね次のとおりである。なお、フロー図は標準的な例を示したものであり、災 害の規模、各施設の実情等により適宜柔軟に対応することが必要である。



- ※一旦帰宅困難者を受け入れた後、余震等により受入が困難となった場合は、関係機関と 連携し、周辺の一時滞在施設への移動を検討する。
- ※大規模な集客施設や駅等が一時滞在施設の指定を受けている場合は、「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会 大規模な集客施設及び駅等の利用者保護ガイドライン」もあわせて参考とする。

一時滞在施設運営チェックリストの例 (時系列)

日時(発災後)	実施事項	部署·担当者 (事前記入)	対応状況 ○対応済 △対応中 ■非対応
概ね6時間 後まで	①施設の安全確認		
	チェックリストを基に施設の安全を確認する。		
	(施設の安全が確認できない場合)屋外へ避難誘導し、他の施設情報を提供する。		
	②一時滞在施設内の区域設定		
	受入者の立入禁止区域を設定する。		
	運営要員専用スペース(活動拠点・物資配布場所等)を設定する。		
	受入スペースを設定する。		
	要配慮者スペースや女性専用スペースを確保する。		
	③一時滞在施設の運営準備		
	施設の運営にあたっている従業員等が中心になって、運営組織を立ち上げる。		
	防火設備・放送設備・通信設備・非常用電源等の確認を行う。		
	備蓄物資の確認を行う。		
	散乱危険物の除去や清掃等を行う。		
	一時滞在施設であることの表示を行う。		
	施設の入口や施設内の目に触れるところに受入条件の掲示を行う。		
	設備等の状況に応じて、トイレ、給水、空調設備を確保する。		
	④通信手段の確保		
	複数の通信手段を確保し、柔軟に対応できるように努める。		
	近隣の一時滞在施設との伝令要員を確保できることが望ましい。		
	⑤一時滞在施設の開設状況の報告		
	当該一時滞在施設の開設状況を、都県または市区町村に報告する。		
概ね12時 間後まで	①帰宅困難者の把握、受入れ、受入者の受入条件を承諾した旨の署名		
	受入者用区域に帰宅困難者を誘導し、受入条件を承諾した旨の署名をしてもらう。		
	受入者名簿の帳票を作成し、日毎に運営状況を把握する。		
	文八有石海の収示で下成し、口母に座呂仏がで行佐する。 ②保健衛生活動		
	原則として、負傷者は最寄の病院または医療救護所へ誘導する。		
	喫煙区域や簡易トイレの使用区域を設定し、適正な衛星管理を行う。		
	ライフラインの復旧後は、トイレ等の衛生管理を行う。 ③水、食料等の供給		
	水道施設の被害状況を確認する。		
	近隣の給水拠点の稼働状況を確認する。		
	必要に応じて給水拠点から飲料水を入手する。		
	適宜、自治体に水道施設の復旧状況を確認する。		
	水・食料の備蓄状況を把握し、計画的に備蓄を配布する。		
	④し尿処理・ごみ処理 トルト・バーパはアスケイスを表現し、はアスススを持るとした地域に関してなった。		
	水洗トイレが使用可能か否かを確認し、使用不可の場合は早期復旧に努める。		
	ごみの排出及びし尿処理のルールを確立する。		
	⑤情報の収集・伝達		
	防災関係機関から適宜、災害関連情報を収集する。		
	出入口等の見やすい場所に掲示板等を設置して、情報を提供する。		
	通話は輻輳の可能性が高いため、受入者に災害用伝言板サービスの使用を勧める。		
	⑥受入可能人数に達した場合の報告		
	受入可能人数に達した場合は新たな受入を停止し、都県または市区町村に報告する。		
適宜実施	①受入者も含めた施設の運営(共助)		
	施設管理者のみでの対応が困難な場合は、受入者に運営協力を依頼する。		
	協力を得られた受入者も含めた組織運営体制に再編成する。		
	②帰宅支援情報の提供		
	テレビ、ラジオ、パソコン等を設置し、交通機関の運行状況等の情報を提供する。		
	代替搬送手段、安全な帰宅経路等、受入者の帰宅支援情報を提供する。		
概ね4日 後以降	①帰宅誘導		
	帰宅支援情報を提供し、受入者の帰宅を誘導する。		
	方面別帰宅や距離に応じた時差帰宅の指示を行い、帰宅開始時の混乱防止に努める。		
	②一時滞在施設内の閉鎖		

- 4. 発災直後から一時滞在施設開設まで(発災直後から概ね6時間後まで)
- (1) 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- (2)施設内の受入スペース、女性専用スペース、要配慮者スペース、運営要員専用スペース及び立入禁止区域(危険箇所や事務室等)等の設定 ※要配慮者スペースについては別室を確保することがのでましい。
- (3)受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、滞在者が負傷 しないよう、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが 重要である。

また、受入場所については、暗がりの部屋、入り組んだ場所のように管理が行き届かない場所を避け、防犯面についても配慮しておくことが重要である。

- (4)従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
- (5) 一時滞在施設であることの表示
- (6) 受入条件の掲示、書類・帳票の準備等

施設の入口や施設内の目に触れる所に受入条件を掲示する。また、受入条件を承諾したことを示す署名等ができるよう、書類・帳票を準備する。

- (7) 電話、特設公衆電話、FAX、無線機、Wi-Fi等の通信手段の確保
- (8) 市区町村等への一時滞在施設の開設報告
- 5. 帰宅困難者の受入等(概ね12時間後まで)
- (1)帰宅困難者の受入開始、受入者の留意事項への署名 ※受入にあたり署名を拒否する者は、受入を拒否しても良い。
- (2) 簡易トイレ使用区域の設定等の保健衛生活動
- (3)計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給

備蓄食料の提供については、賞味期限を確認するとともに、賞味期限切れの備蓄食料の提供については慎重に検討し、提供する場合には、その旨の事実を告げることが重要である。

- (4) し尿処理・ごみ処理のルールの確立・周知
- (5) テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者への伝達
- (6)受入可能人数に達した場合の新たな受入の停止、都県・市区町村等への 報告